
原著論文

決算発表の早期化と企業の財務報告志向の関係

Relation between the Accelerations of the Timing of Annual Earnings Announcements and the Corporate Stance toward Financial Reporting

キーワード：

決算発表, 財務報告, 内部統制システム, 会社法, 計量テキスト分析

keyword：

Annual Earnings Announcements, Financial Reporting, Internal Control Systems, Japanese Companies Act, Quantitative Text Analysis

同志社女子大学 記 虎 優 子

Doshisha Women's College of Liberal Arts Yuko KITORA

要 約

決算短信による決算発表は、上場会社が法定開示に先立って決算の内容をいち早く公表するものである。通期の決算発表は、「決算期末後45日以内」に行われるのが適当であり、また「決算期末後30日以内（決算期末が月末である場合は翌月内）」に行われるのがより望ましいとされている。本稿では、会社法に基づく内部統制システム構築の基本方針についての具体的な開示内容を分析することで、企業の目に見えない財務報告志向を定量的に捉えている。その上で、前決算期に上述のような適当であるかまたはより望ましいとされる時期に通期の決算発表を実施できていなかった企業にそれぞれ着目して、企業が内部統制システムの構築に際して財務報告をより重視していることが決算発表時期をより早めることに資するのかどうかを解明している。

検証の結果、本稿では、前決算期には「決算期末後45日以内」に通期の決算発表を実施できていなかった企業であっても、内部統制システムの構築に際して財務報告をより重視していれば当決算期にはかかる時期に決算発表を行えるようになるとの頑健な証拠を提示している。また、前決算期には「決算期末後30日以内（決算期末が月末である場合は翌月内）」に通期の決算発表を実施できていなかった企業についても、やや弱いながらも同様の証拠を提示している。このように、本稿では、決算発表の早期化に寄与する要因の1つに、財務報告の重視という企業の目に見えない認知があることを明らかにしている。

原稿受付：2020年5月19日

掲載決定：2020年11月18日

Abstract

The present study examines the relation between the accelerated timing of annual earnings announcements and the corporate stance toward financial reporting. Identifying firm-specific characteristics that improve the timeliness of these announcements is a significant research question. This study focuses on the corporate stance concerning financial reporting, which researchers cannot directly observe, as one such characteristic.

This study quantitatively analyzes the corporate stance by examining the content of their disclosure regarding their basic policy on the development of internal control systems in compliance with the Japanese Companies Act. Furthermore, this study examines whether the corporate stance contributes to advancing the timing of annual earnings announcements after the fiscal year end, focusing only on each companies that were unable to make the announcements within 45 days (if the 45th day is a holiday, then within the succeeding business day) of the previous year's end, considered an appropriate period, and within 30 days (if the closing day is end of the month, then within the following month) of the previous year's end, considered a more desirable period.

The study provides robust evidence that companies attaching greater importance to financial reporting, in terms of the development of internal control systems, can release the announcements within the appropriate period in the current business year, even if they were unable to do so within such a period in the previous business year. The study also indicates similar but comparatively weak support for companies that were unable to release these announcements within the more desirable period in the previous business year.

1 はじめに

決算短信による決算発表は、上場会社が法定開示に先立って決算の内容をいち早く公表するものであり、企業に関する社会情報の1つである。決算発表が行われる時期については、ルール上は決算の内容が定まった場合に直ちにその内容を開示するように定められているに過ぎないが（東京証券取引所所有価証券上場規程404条）、通期の決算発表は「決算期末後45日以内」行うことが適当であるとされ、さらに「決算期末後30日以内（決算期末が月末である場合は翌月内）」に行うのがより望ましいとされている。実務上、こうした決算発表時期に係る要請は、2007年3月期通期決算発表から行われている（東京証券取引所、2006）。

証券市場の効率性を確保する上で、決算発表が適時に行われることは、極めて重要である。内部統制は、業務目的、報告目的、コンプライアンス目的の3つを目的として経営者等によって遂行されるプロセスであり（COSO, 2013＝八田・箱田監訳, 2014）、内部統制システムが有効に機能していれば企業の決算業務を迅速化して、適時の決算発表を促進すると期待される。すでに、記虎（2017）は、内部統制システムに対する企業の構築姿勢を定量的に評価して、内部統制システムの構築に積極的に取り組む企業が決算発表時期を改善するとの証拠を提示している。

しかし、記虎（2017）では、決算発表時期に影響を及ぼす要因として、企業が内部統制システムの構築に際して財務報告をより重視しているのかどうかには注目していない。内部統制システムをどのように構築するのかを決めるのは、企業自身である。それゆえ、財務報告の重視という企業の目に見えない認知も、決算発表時期に当然影響を及ぼし得るであろう。

そこで、本稿では、会社法に基づく内部統制システム構築の基本方針（以下、基本方針という。）

についての具体的な開示内容を分析視点として、企業が内部統制システムの構築に際して財務報告をより重視しているのかどうかを解明する。そして、決算発表を分析対象として、前決算期に上述のような適当であるかまたはより望ましいとされる時期に通期の決算発表を実施できていなかった企業にそれぞれ着目して、企業が内部統制システムの構築に際して財務報告をより重視していることが決算発表時期をより早めることに資するかどうかを解明する⁽¹⁾。そして、決算発表の早期化に寄与する要因の1つに、財務報告の重視という企業の目に見えない認知があることを明らかにする。

以下では、まず、先行研究のレビューを行う。次に、仮説を導出して、検証方法について説明する。その後に検証結果を示して、最後に本稿の貢献と課題を指摘する。

2 先行研究のレビュー

Abernathy (2014) は、決算発表等の財務報告の適時性に影響を及ぼす要因の1つに、内部統制の担い手の一人である監査委員会の構成員の専門的知識や経験があることを解明している。また、記虎（2018）は、財務報告の中でも決算発表に焦点を当てて、迅速な決算発表の実施に影響を与える要因の1つに、内部統制システムの構築に対する企業の積極性があることを示している。しかし、内部統制システムが決算発表時期をより早めることに資するののかどうかに関心を有する本稿の立場からみれば、これらの研究では、内部統制システムの質が高いとみることのできる企業の決算発表が現に適時に行われていることしか示せていない。

他方で、Behn et al. (2006) では、本研究が焦点を当てている決算発表時期ではなく監査人の監査報告書の提出時期に着目しているが⁽²⁾、決算日から監査報告書が提出されるまでの期間に影響を及ぼす要因を解明するにあたって、5期前にお

ける監査報告書の提出時期が当決算期における監査報告書の提出時期に与える持ち込み効果を除外している。このように、この研究では、研究アプローチ上の工夫を一定程度図った上で、クライアント企業と監査人双方の人的資源の欠如がかかる期間の削減を阻んでいると結論付けられている。ただし、この研究では、監査報告書の提出時期に影響を及ぼす要因として、内部統制システムに直接の関心が向けられているわけではない。

Kinney and McDaniel (1993) も、監査人の監査報告書の提出時期に焦点を当てているが、決算日から監査人の監査報告書が提出されるまでの期間そのものではなく、当該期間の前決算期からの変化に着目することで、かかる期間の増大をもたらす要因を直接的に解明している。このように、この研究では、研究アプローチ上の工夫が一層図られている。しかし、この研究では、内部統制システムを直接評価しているわけではなく、内部統制の脆弱性 (poor internal controls) 等の代理変数として利益訂正を捉えて、利益訂正が決算日から監査人の監査報告書が提出されるまでの期間の増大に与える影響を検証しているに過ぎない。

以上のとおり、Behn et al. (2006) や Kinney and McDaniel (1993) では、適時の財務報告を阻む要因を解明するにとどまっている。こうした中で、記虎 (2017) は、逆に、適時の財務報告を促進する要因を解明し、内部統制システムの構築に積極的に取り組む企業が決算発表時期をより早めることを明らかにしている。このように、内部統制システムに関連した適時の財務報告を促進する要因がすでに具体的に解明されている。しかし、かかる要因の1つに、内部統制システムの構築に係る企業の目に見えない認知があるのかどうかには管見の限り関心が向けられていない。

他方で、認知的組織科学では、企業の言語資料には企業の目に見えない知識ないし認知が表象されているので、逆に企業の言語資料の内容を分析することにより組織的知識構造を解明して企業の

知識ないし認知を可視化することができるとされる (喜田, 2007)。企業の言語資料をもとに直接観測できない組織的知識構造を解明することは、例えば Barr et al. (1992), Clatworthy and Jones (2003), 記虎 (2009) をはじめとしてすでに試みられている。特に、記虎 (2009) では、企業の目に見えない知識ないし認知として企業の社会的責任 (以下、CSRという。) に係る企業の志向性に着目して、CSRに対する基本方針についての企業の言語資料からCSRに対する各企業の考え方を可視化して、CSRの一環としての情報開示志向という定性的な企業特性が企業ウェブサイトにおける情報開示に正の影響を与えることが解明されている。

3 仮説の導出

会社法上、一定規模以上の会社においては、取締役が会社の業務全般を直接に監視・監督することは事実上できないため、健全な会社経営を行うためには会社の実情に応じた内部統制システムを構築・運用することが必要であると一般に解されている (例えば、相澤ほか, 2016)。加えて、会社法は、大会社等には基本方針の決定・決議を明文で義務付けている (会社法348条4項, 362条5項, 399条の13第2項, 416条2項)。また、金融商品取引法も、上場会社に対して財務報告に係る内部統制を整備・運用することを義務付けている (金融商品取引法24条の4の4第1項)。

既述のとおり、COSOの改定版フレームワークによれば、内部統制の目的の1つに報告目的がある。この報告目的には、外部報告だけでなく内部報告も含まれ、さらに財務だけでなく非財務の報告も含まれるとされている (COSO, 2013=八田・箱田監訳, 2014)。したがって、会社法上、内部統制システムを適切に構築・運用することが必要であると一般に解されるどの企業も、内部統制システムの構築に際して少なくとも一定程度は報告目的を有しているはずである。このことは、会社法

とは別に、金融商品取引法によって財務報告に係る内部統制を整備・運用することが義務付けられている上場会社にはなお一層当てはまるであろう。

しかし、必要とする内部統制システムの具体的なあり様は企業によってさまざまであるから、内部統制システムの構築に際して報告目的をどの程度重視するかは企業によって異なり得る。本稿が着目している（外部の）財務報告についても、それをどの程度重視するかはやはり企業によって異なり得る。もし、企業が内部統制システムの構築に際して財務報告をより重視しているならば、財務報告に係る内部統制はより適切に整備・運用され、かつより有効に機能するようになるであろう。それゆえ、会計上の誤謬が生じるリスクも当然低くなるであろう。また、会計上の誤謬が実際に生じてしまった場合にも、その存在をすぐに発見できるようになるであろう。この結果、企業は決算業務をより迅速に行って、決算をより早く確定することができるようになるかと期待できる。

決算をより早く確定することができるようになれば、その分だけ決算発表時期をより早めることができるようになる。内部統制システムの構築に際して財務報告をより重視している企業であれば、財務報告の重要性を正しく認識しているので、情報の伝播がより適時に行われるように決算発表時期をより早めようとするであろうし、そのような選択をすることが現実的にも可能となるであろう。以上から、本稿では次の2つの仮説を検証する。

仮説1 前決算期にはより望ましいとされる「決算期末後30日以内（決算期末が月末である場合は翌月内）」に通期の決算発表を実施できていなかった企業であっても、内部統制システムの構築に際して財務報告をより重視していれば当決算期にはかかる時期に決算発表を行えるようになる。

仮説2 前決算期には適当であるとされる「決算期末後45日以内」に通期の決算発表を実施で

きていなかった企業であっても、内部統制システムの構築に際して財務報告をより重視していれば当決算期にはかかる時期に決算発表を行えるようになる。

4 検証方法

4.1 サンプルの選択

本稿では、東京証券取引所のTDネットデータサービスを利用して上場会社の基本方針についての適時開示資料⁽³⁾を手作業でできるだけ漏れなく収集し、会社法公布日（平成17年7月26日）⁽⁴⁾から基本方針についての適時開示の本稿の開示実態調査対象期間終了日である2009年3月31日までの間に、1回以上基本方針について適時開示した企業をサンプル候補としてまず選択した。次に、会社法の施行に伴う影響を一律に受けた企業をサンプルとするために、サンプル候補とした企業から会社法施行日（平成18年5月1日）時点において上場していない企業を除いた。さらに、本稿では、後述のように各企業の複数の決算期に係るパネル・データをプールド・サンプルとしているため、サンプルとした全期間を通じて上場の条件を満たしている企業だけをサンプルとするために、本稿の開示実態調査対象期間終了日までの間に上場を廃止した企業も除いた。また、金融業に属する企業の財務諸表の勘定科目は一般事業会社のそれとは大きく異なり、後述の財務データに基づくコントロール変数を適切に作成できないため、日経中分類の銀行・証券・保険・その他金融のいずれかに該当する企業も除いた。

そして、基本方針についての適時開示資料に記載された基本方針の制定ないし改定についての取締役会決議日と決算日を比較することにより、決算期末現在において有効な基本方針を各企業に漏れなくマッチングさせた⁽⁵⁾。そして、会社法施行日（平成18年5月1日）から本稿の実態調査対象期間終了日までの間に終了する各決算期末現在

において有効な基本方針をマッチングできた企業のうち、前決算期により望ましいとされる「決算期末後30日以内（決算期末が月末である場合は翌月内）」に通期の決算発表を実施できていなかった961社のプールド・データ2,494社一年を当初の全体サンプルとして選択した。このうち、前決算期に相当であるとされる「決算期末後45日以内」に通期の決算発表を実施できていなかった企業は、602社のプールド・データ1,211社一年である⁽⁶⁾。

さらに、変則決算であったり後述の各検証式において用いる変数の作成に必要なデータを入手できなかつたりした企業のほか、一部の変数について異常値と判断した⁽⁷⁾企業を当初のサンプルから除いた。この結果、最終的な全体サンプルは、958社のプールド・データ2,425社一年である。このうち、前決算期に相当であるとされる「決算期末後45日以内」に通期の決算発表を実施できていなかった企業に限った場合の限定サンプルは、593社のプールド・データ1,173社一年である⁽⁸⁾。

4.2 検証式

本稿では、(1)式により、検証に用いる被説明変数と説明変数の組み合わせによって複数の検証式を作り、統計解析用ソフトウェア(Stata[®]/MP version16.1)を用いて各検証式をロジットモデルにより推定する。

$$\ln \left\{ \frac{P(\text{RELEASE}_i = 1 | \mathbf{X})}{1 - P(\text{RELEASE}_i = 1 | \mathbf{X})} \right\} = \beta_1 + \Sigma \beta_{2,k} \text{STANCE}_{k,i} + \Sigma \beta_{3,l} \text{CONTROL}_{l,i} \quad (1)$$

ただし、RELEASEは、決算発表時期をより早めることができたかどうかを示す変数である。STANCEは、企業の志向性を示す変数であり、本稿が着目する説明変数とコントロール変数の両方の場合がある。CONTROLは、その他のコントロール変数であり、先行研究に基づいて選択している。

なお、30日以内早期化Dを被説明変数とする場合には、30日以内早期化Dの値が1となる企業の社外取締役比率(銀行)がすべて0となり、解が求められないため、社外取締役比率(銀行)をその他のコントロール変数から除いている。

企業の志向性を示す変数の作成方法は、次節で変数の定義と合わせて説明している。その他の変数については、原則として日経NEEDS-FinancialQUESTより入手しているか変数の作成に必要なデータを入手した上で当該データを加工して作成している(財務データは、連結優先かつ日本基準優先で選択)。ただし、社外取締役比率を示す3変数は日経NEEDS-Cgesより入手している。なお、各変数の定義は、表-1に示している。

4.3 企業の志向性を示す変数の定義と作成方法

会社法下では基本方針として定めなければならない複数の事項が列挙されているが(会社法348条3項4号、362条4項6号、399条の13第1項1号ロハ、416条1項1号ロホ、会社法施行規則98条、100条、110条の4、112条)⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾、これらの中には財務報告を含む企業の情報開示やこれに類するものに係る内部統制に明文で限定された事項は含まれていない。したがって、基本方針に財務報告についての何らかの定めを含めるかどうかについては、企業に裁量の余地がある。それゆえ、基本方針として財務報告についてわざわざ言及していれば、内部統制システムの構築に際して財務報告をより重視しているとみることができる⁽¹¹⁾。

財務報告志向Dは、各企業にマッチングできた基本方針の具体的な開示内容をもとに、基本方針として財務報告について何らかの言及をしている企業であれば1、そうでなければ0の値をとるダミー変数である。財務報告志向Dの値が1となる企業は、0となる企業よりも内部統制システムの構築に際して財務報告をより重視していると解釈できる。

財務報告は、企業が行う情報開示の1つである。

表-1 変数の定義

変数名	定義
RELEASE (決算発表時期をより早めることができたかどうかを示す変数)	
30日以内早期化D	前決算期にはより望ましいとされる「決算期末後30日以内(決算期末が月末である場合は翌月内)」に通期の決算発表を実施できていなかったが、当決算期にはかかる時期に決算発表を行えるようになった企業であれば1, そうでなければ0
45日以内早期化D	前決算期には適当であるとされる「決算期末後45日以内」(45日目日休日である場合は翌営業日以内)に通期の決算発表を実施できていなかったが、当決算期にはかかる時期に決算発表を行えるようになった企業であれば1, そうでなければ0
STANCE (企業の志向性を示す変数)	
財務報告志向D	基本方針として財務報告について何らかの言及をしている企業であれば1, そうでなければ0
情報開示志向D	基本方針として情報開示について何らかの言及をしている企業であれば1, そうでなければ0
アカウントビリティ志向D	基本方針としてアカウントビリティについて何らかの言及をしている企業であれば1, そうでなければ0
透明性志向D	基本方針として透明性について何らかの言及をしている企業であれば1, そうでなければ0
開示全般志向度	当初の全体サンプル(2,494社一年)について財務報告志向D, 情報開示志向D, アカウントビリティ志向D, 透明性志向Dの4変数について相関行列を用いた主成分分析を行うことによって得られた第1主成分得点
財務報告志向度	当初の全体サンプル(2,494社一年)について財務報告志向D, 情報開示志向D, アカウントビリティ志向D, 透明性志向Dの4変数について相関行列を用いた主成分分析を行うことによって得られた第2主成分得点
財務報告強志向群D	基本方針として財務報告についてのみ言及しており, 情報開示, アカウントビリティ, 透明性の3つについてはいずれも言及していない企業であれば1, そうでなければ0
財務報告弱志向群D	基本方針として財務報告について言及しており, かつ情報開示, アカウントビリティ, 透明性の3つのうちいずれか1つ以上について言及している企業であれば1, そうでなければ0
開示一般志向群D	基本方針として財務報告については言及しておらず, かつ情報開示, アカウントビリティ, 透明性の3つのうちいずれか1つ以上について言及している企業であれば1, そうでなければ0
CONTROL (その他のコントロール変数)	
前決算期決算発表所要日数	前決算期の通期決算発表所要日数(決算日から通期決算発表日までの日数(片端入れ))(日)
東証要請直後D	東証の通期決算発表の早期化要請後最初の決算期(2007年3月以降に終了する最初の決算期)であれば1, そうでなければ0
企業規模	資産合計(百万円)の自然対数値
ROA	当期純利益÷資産合計×100(%)ただし, ここでいう日本基準・連結ベースの「当期純利益」は, 2015年4月1日以後を期首日とする決算期の「親会社株主に帰属する当期純利益」に相当する。
レバレッジ	負債合計÷資産合計×100(%)
たな卸資産・売上債権比率	(たな卸資産+売上債権)÷資産合計×100(%)
△EPS	当決算期1株当たり当期純損益-前決算期1株当たり当期純損益(万円)
総セグメント数	事業別セグメントおよび所在地別セグメントの数の合計(個)ただし, 単一セグメントである場合には1の値をとる。
高成長産業D	機械, 空運, 通信, 電力・ガス(日経中分類)のいずれかの産業であれば1, そうでなければ0
ハイテク産業D	機械, 電気機器, 精密機器, 医薬品, 自動車(日経中分類)のいずれかの産業であれば1, そうでなければ0
少数特定者持株比率	少数特定者持株数(大株主上位10名および役員などの特別利害関係者の所有する株式数並びに自己株式数の合計)÷期末発行済株式総数×100(%)
個人株主数	個人・その他の株主数(万人)
社外取締役比率(銀行)	銀行に職務経験のある社外取締役人数÷取締役会人数×100(%)
社外取締役比率(支配会社)	支配会社に職務経験のある社外取締役人数÷取締役会人数×100(%)
社外取締役比率(その他)	銀行, 支配会社および関係会社のいずれにも職務経験がなく, かつ相互派遣でなく, さらに他社で社長級の役職を持たない社外取締役人数÷取締役会人数×100(%)
追記情報D	監査人の監査意見が追記情報ありの無限定適正意見であれば1, 追記情報なしの無限定適正意見であれば0
継続企業D	継続企業の前提に関する注記があれば1, なければ0
3月期決算D	3月決算企業であれば1, そうでなければ0

企業の志向性を示す変数は, 上場会社の基本方針についての適時開示資料を利用して作成している(作成方法の詳細は本文を参照)。その他の変数については, 原則として日経NEEDS-Financial QUESTより入手しているか変数の作成に必要なデータを入手した上で当該データを加工して作成している(財務データは, 連結優先かつ日本基準優先で選択)。ただし, 社外取締役比率を示す3変数は日経NEEDS-Cgesより入手している。

また, アカウントビリティは, 財務報告をはじめとした情報開示を通じて果たされることが一般的である。さらに, 企業の透明性は, 財務報告をはじめとした情報開示を通じて確保される。した

がって, 企業が内部統制システムの構築に際して直接的に財務報告をより重視していなくても, 情報開示, アカウントビリティ, 透明性のいずれかをより重視してさえいれば, 決算発表時期をより

早めることができるようになる可能性を否定できない。そこで、基本方針として情報開示、アカウントビリティ、透明性についても自発的に何らかの言及をしていれば⁽¹²⁾、内部統制システムの構築に際してこれらの各事項を企業がより重視していると判断して、*情報開示D志向*、*アカウントビリティ志向D*、*透明性志向D*の各変数を*財務報告志向D*の変数と同様に定義している。そして、上述の可能性をコントロールした上で、企業が内部統制システムの構築に際して財務報告をより重視していることが決算発表の早期化に与える影響を検証するために、(1)式ではこれらの3変数を*財務報告志向D*と同時に用いている。ただし、サンプルとした企業の中には、これら4つのダミー変数のうち2つ以上のダミー変数について1の値をとる企業が含まれているため、サンプルとした企業はこれら4つのダミー変数によっていくつかの群のうちいずれか1つの群にのみ該当するように相互に排他的に分割されているわけではない。また、*30日以内早期化D*を被説明変数とする場合には、当該変数の値が1となる企業の*アカウントビリティ志向D*の値がすべて0となり、解が求められないため、*アカウントビリティ志向D*は用いていない。

基本方針として上述の4つについて何らかの言及をしているかどうかは、各企業にマッチングできた基本方針についての適時開示資料をもとに基本方針の具体的な内容をテキスト型データとして手作業で収集し、このテキスト型データを質的データの分析ソフトウェア(MAXQDA[®])を用いて次の手順で計量的に分析することにより判断している。まず、上述の4つの言及に関連する複数のキーワードをそれぞれ探索的に選定し、各キーワードに該当するテキスト部分を機械的に抽出した。

財務報告に係るキーワードには、例えば「財務報告」や「金融商品取引法」等があり、これらのキーワードは、金融商品取引法に基づく内部統制報告書制度における財務報告に係る内部統制の整備・

運用義務への対応を念頭に置いた直接的な言及があるかどうかを判断できるように探索的に選定している。情報開示に係るキーワードには、例えば「開示」や「ディスクロージャー」等があり、これらのキーワードは、金融商品取引法に基づく内部統制報告書制度に限定せず、広く開示一般を意識した直接的な言及があるかどうかを判断できるように探索的に選定している。アカウントビリティに係るキーワードには、例えば「説明責任」や「アカウントビリティ」等があり、これらのキーワードは、説明責任かアカウントビリティといったような表記の揺れにかかわらず、開示ではなくアカウントビリティを果たすことに直接言及しているかどうかを判断できるように探索的に選定している。透明性に係る事項のキーワードには、例えば「透明」や「透明性」等があり、これらのキーワードは、開示やアカウントビリティではなく、企業の透明性を確保することに直接言及しているかどうかを判断できるように探索的に選定している。

次に、これらのキーワードを含む前後のテキスト部分を順に参照して、上述の4つについて確かに言及しているかどうかをそれぞれ判断して分類した(いわゆるコーディング作業)。最後に、このコーディング結果に基づいて、上述の4つについての言及の有無を識別した。

*開示全般志向度*は、当初の全体サンプル(2,494社一年)について*財務報告志向D*、*情報開示志向D*、*アカウントビリティ志向D*、*透明性志向D*の4変数について相関行列を用いた主成分分析⁽¹³⁾を行うことによって得られた第1主成分得点である。*財務報告志向度*は、同様の方法で得られた第2主成分得点である。表-2にこれら4変数の主成分分析の結果を示している。

表-2に示したとおり、第1主成分の固有ベクトルの絶対値には4変数間でやや差があるものの、その符号はすべて正である。したがって、第1主成分は、企業が内部統制システムの構築に際して財務報告を含む開示全般を重視している場合

表-2 相関行列を用いた主成分分析の結果

変数	固有ベクトル			
	第1主成分	第2主成分	第3主成分	第4主成分
財務報告志向D	0.29	0.84	0.46	-0.06
情報開示志向D	0.59	0.09	-0.46	0.65
アカウントビリティ志向D	0.43	-0.53	0.71	0.18
透明性志向D	0.61	-0.12	-0.27	-0.73
固有値	1.33	0.99	0.89	0.78
寄与率 (%)	33.27	24.82	22.37	19.54
累積寄与率 (%)	33.27	58.09	80.46	100.00

各変数の定義は、表-1と同じである。
 初期解(回転前)を示している。
 サンプルは、当初の全体サンプル(2,494社一年)である。

いを表していると判断できる。それゆえ、開示全般志向度については、その値が大きい企業ほど、内部統制システムの構築に際して開示全般をより重視していると解釈できる。また、第2主成分の固有ベクトルの符号は、財務報告志向Dと情報開示志向Dの2変数については正である一方、アカウントビリティ志向Dと透明性志向Dの2変数については負である。このように、第2主成分の固有ベクトルは対比の形になっている。かつ、第2主成分の固有ベクトルの絶対値は、財務報告志向Dとアカウントビリティ志向Dの2変数について相対的に大きい。したがって、第2主成分は、企業が内部統制システムの構築に際して財務報告をより重視しているか、それともアカウントビリティのような企業の一般的な責任を果たすことをより重視しているのかを弁別していると判断できる。それゆえ、財務報告志向度については、その値が大きい企業ほど、内部統制システムの構築に際して財務報告をより重視していると解釈できる。なお、企業が内部統制システムの構築に際して財務報告を含む開示全般をより重視している度合いが決算発表の早期化に与える影響をコントロールした上で、企業が内部統制システムの構築に際して財務報告をより重視していることが決算発表の早期化に与える影響を検証するために、(1)式では財務報告志向度と開示全般志向度を同時に用いている。

財務報告強志向群D、財務報告弱志向群D、開

示一般志向群Dの各変数は、基本方針における既述の4つについての言及パターンに基づいてサンプルとした企業を4群のうちいずれか1つの群にのみ該当するように相互に排他的に分割することにより作成したダミー変数である。財務報告強志向群Dは、基本方針として財務報告についてのみ言及しており、それ以外の3つについては言及していない企業であれば1、そうでなければ0の値をとるダミー変数である。財務報告弱志向群Dは、基本方針として財務報告について言及しており、かつそれ以外の3つのうちいずれか1つ以上について言及している企業であれば1、そうでなければ0の値をとるダミー変数である。開示一般志向群Dは、基本方針として財務報告については言及しておらず、かつそれ以外の3つのうちいずれか1つ以上について言及している企業であれば1、そうでなければ0の値をとるダミー変数である。基本方針として財務報告だけでなく、情報開示、アカウントビリティ、透明性についても総花的にいくつも言及するのではなく、財務報告についてだけ言及していれば、さまざまな情報開示手段の中でも特に財務報告を重視しているとみることができる。したがって、財務報告強志向群Dの値が1となる企業は、内部統制システムの構築に際して財務報告をより重視している度合いが特に強いと解釈できる。なお、既述の4つのいずれにも言及していない企業を基準としてこれらの3変数の係数推定値の符号を解釈するために、(1)式ではこれらの3変数を同時にすべて用いている。

本稿では、(1)式による検証に際して、上記で示した3つの方法により作成した企業の志向性を示す変数をそれぞれ用いる。そして、これら3つのどの方法で作成した変数を用いる場合にも決算発表の早期化と企業の財務報告志向との間に安定的な関係がみられるかどうかを検証することにより、検証結果の頑健性を確保することを意図している。

4.4 説明変数の係数推定値の期待符号

本稿では、仮説1と仮説2を検証するために、(1)式で示した各検証式において、財務報告志向D、財務報告志向度、財務報告強志向群Dの3つうちいずれかを説明変数として用いて、これらの変数の係数推定値の符号にそれぞれ着目する。既述のとおり、これらの3変数はいずれも値が大きい企業ほど内部統制システムの構築に際して財務報告をより重視していると解釈できる。したがって、仮説1と仮説2が支持されるならば、コントロール変数を一定とした場合に、説明変数の値が大きいほど被説明変数であるRELEASEが1の値を取る確率と0の値を取る確率の対数オッズ(ロジット)、すなわち決算発表時期をより早めることができるようになる確率とできるような

らない確率の対数オッズも高いことが期待される。それゆえ、上述の3つの説明変数の係数推定値の期待符号は、いずれも正である。

また、本稿では、基本方針における財務報告、情報開示、アカウントビリティ、透明性についての言及パターンに基づいてサンプルとした企業を相互に排他的に4群に分割することにより作成したダミー変数を企業の志向性を示す変数として用いる場合には、(1)式で示した各検証式について財務報告強志向群Dと財務報告弱志向群Dや開示一般志向群Dの間の係数推定値の比較を行う。既述のとおり、財務報告強志向群Dの値が1となる企業は、内部統制システムの構築に際して財務報告をより重視している度合いが特に強いと解釈できる。したがって、仮説1と仮説2が支持されるならば、各検証式において財務報告強志向群Dの係数推定値は、その符号が有意に正となるだけでなく、財務報告弱志向群Dや開示一般志向群Dの係数推定値よりも、有意に大きいことが期待される。

表-3 記述統計量

変数名	平均	標準偏差	最小値	最大値	割合 (%)
RELEASE (決算発表時期をより早めることができたかどうかを示す変数)					
30日以内早期化D	0.01	0.10	0	1	1.07
45日以内早期化D	0.35	0.48	0	1	35.38
STANCE (企業の志向性を示す変数)					
財務報告志向D	0.22	0.41	0	1	21.69
情報開示志向D	0.20	0.40	0	1	19.63
アカウントビリティ志向D	0.01	0.09	0	1	0.74
透明性志向D	0.17	0.38	0	1	17.24
開示全般志向度	-0.01	1.13	-0.77	7.67	
財務報告志向度	0.01	0.98	-6.34	1.89	
財務報告強志向群D	0.13	0.34	0	1	13.40
財務報告弱志向群D	0.08	0.28	0	1	8.29
開示一般志向群D	0.22	0.42	0	1	22.10
CONTROL (その他のコントロール変数)					
前決算期決算発表所要日数	46.60	5.93	29	100	
東証要請直後D	0.31	0.46	0	1	31.09
企業規模	10.05	1.35	6.04	14.99	
ROA	-0.59	10.99	-83.93	44.61	
レバレッジ	52.33	21.22	1.69	98.97	
たな卸資産・売上債権比率	33.60	18.31	0.14	91.62	
△EPS	-0.05	1.00	-12.38	20.25	
総セグメント数	3.02	2.03	1	11	
高成長産業D	0.06	0.24	0	1	6.14
ハイテク産業D	0.11	0.31	0	1	10.72
少数特定者持株比率	55.25	16.04	0.00	99.55	
個人株主数	0.66	1.16	0.01	16.82	
社外取締役比率(銀行)	0.40	2.44	0	33.33	
社外取締役比率(支配会社)	1.01	4.86	0	66.67	
社外取締役比率(その他)	6.35	11.21	0	80.00	
追記情報D	0.37	0.48	0	1	37.48
継続企業D	0.06	0.24	0	1	6.02
3月期決算D	0.61	0.49	0	1	61.36

各変数の定義は、表-1と同じである。全体サンプル(2,425社一年)について各変数の記述統計量を示している。ただし、45日以内早期化Dの記述統計量は、限定サンプルの1,173社一年について示している。なお、ダミー変数については、1の値をとる企業の割合も示している。

5 検証結果

5.1 記述統計量

各変数の記述統計量は、表-3に示している⁽¹⁴⁾。全体サンプルのうち30日以内早期化Dの値が1となる企業は、わずか1.07%しかない。限定サンプルのうち45日以内早期化Dの値が1となる企業も、35.38%にとどまる。したがって、前決算期に相当であるとされる「決算期末後45日以内」かまたはより望ましいとされる「決算期末後30日以内(決算期末が月末である場合は翌月内)」に決算発表を実施できていなかった企業が当決算期の決算発表時期をより早めることは、全体的には困難であることが分かる。

ところで、既述のとおり、本稿のサンプルは、同一企業が異なる決算期について複数回含まれ得るプールド・サンプルである。表-3には示して

いないが、サンプルとして選択したどの企業についても、30日以内早期化Dや45日以内早期化Dの値が1となるケースがサンプルに含まれる延べ回数は、それぞれ1回限りであった。他方で、30日以内早期化Dや45日以内早期化Dの値が0となるケースがサンプルに含まれる延べ回数には、企業によって延べ1回から延べ3回までと幅があった。つまり、決算発表時期をより早めることができるようになったかどうかによって、同一企業がサンプルに含まれる延べ回数に偏りが生じている。そこで、本稿では、ロジットモデルによる(1)式の係数推定値の有意性検定に際しては、クラスター・ロバスト標準誤差を用いている。

次に、企業の4つの志向性をそれぞれ示すダミー変数についてみると、表-3に示したように、財務報告志向D、情報開示D志向、アカウントビリティ志向D、透明性志向Dのどの変数についても、値が1となる企業が全体サンプルに占める割合は総じて低い。サンプルとした企業を相互に排他的に4群に分割することにより作成したダミー変数についてみても、全体サンプルのうち財務報告強志向群D、財務報告弱志向群D、開示一般志向群Dのいずれかの変数の値が1となる企業をすべて合わせても43.79%しかなく、基本方針の中で財務報告、情報開示、アカウントビリティ、透明性の4つに係る事項のいずれかに言及している企業は、過半数に届いていない。したがって、内部統制システムの構築に際して、財務報告についてだけでなく情報開示、アカウントビリティ、透明性についても積極的に重視していない企業が大半であることが分かる。

なお、表-3には示していないが、財務報告志向D、情報開示D志向、アカウントビリティ志向D、透明性志向Dの4つのダミー変数のいずれかについて1の値をとる企業の大半は、これらの4つの変数のうちいずれか1つの変数についてのみ1の値をとり、2つ以上の変数について1の値をとる企業は少ない。したがって、基本方針におけるこ

れら4つについての言及が相互に内生的な関係にある可能性は低いとみられる。

5.2 各検証式の推定結果

各検証式の推定結果は、表-4に示している。各検証式における財務報告強志向群Dと財務報告弱志向群Dや開示一般志向群Dの間の係数推定値を比較した結果は、表-5に示している。

5.2.1 全体サンプルについての推定結果

表-4示したとおり、財務報告志向Dの係数推定値の符号は、10%水準で有意に正である。したがって、基本方針として財務報告について何らかの言及をしている企業であれば、そうでない企業よりも有意に「決算期末後30日以内（決算期末が月末である場合は翌月内）」に通期の決算発表を行えるようになると言える。しかし、財務報告志向度の係数推定値の符号は、正であるものの、その有意水準は15%水準にとどまっている。したがって、財務報告志向度の値が大きい企業ほど、有意に「決算期末後30日以内（決算期末が月末である場合は翌月内）」に通期の決算発表を行えるようになるとは言えない。

また、財務報告強志向群Dの係数推定値の符号は、10%水準で有意に正であるが、表-5に示したとおり、財務報告強志向群Dと財務報告弱志向群Dや開示一般志向群Dの間の係数推定値の比較では、有意差はいずれの場合にも認められなかった。したがって、サンプルとした企業を相互に排他的に4群に分割した場合には、財務報告についてのみ言及している企業は、財務報告、情報開示、アカウントビリティ、透明性の4つのいずれにも言及していない企業と比べた場合に限って有意に「決算期末後30日以内（決算期末が月末である場合は翌月内）」に通期の決算発表を行えるようになる。他方で、財務報告のほかそれ以外の3つのうちいずれか1つ以上について言及している企業や、財務報告については言及しておら

表-4 各検証式の推定結果

定数項	全体サンプルの場合の被説明変数 logit P(RELEASE _i =1 X) : RELEASE=30日以内早期化D			限定サンプルの場合の被説明変数 logit P(RELEASE _i =1 X) : RELEASE=45日以内早期化D		
	-3.44 (-0.97)	-3.22 (-0.91)	-3.85 (-1.06)	7.61 (4.59) ***	7.66 (4.64) ***	7.59 (4.59) ***
STANCE (企業の志向性を示す変数)						
財務報告志向D	0.74 (1.68) †	—	—	0.31 (1.65) †	—	—
情報開示志向D	-0.22 (-0.42)	—	—	-0.01 (-0.09)	—	—
アカウンタビリティ志向D	—	—	—	-2.27 (-2.87) ***	—	—
透明性志向D	0.92 (2.09) **	—	—	-0.02 (-0.10)	—	—
開示全般志向度	—	0.24 (1.46) †	—	—	-0.05 (-0.81)	—
財務報告志向度	—	0.26 (1.53) †	—	—	0.20 (2.68) ***	—
財務報告強志向群D	—	—	0.97 (1.90) †	—	—	0.56 (2.30) **
財務報告弱志向群D	—	—	0.91 (1.34)	—	—	-0.09 (-0.34)
開示一般志向群D	—	—	0.58 (0.97)	—	—	0.02 (0.11)
CONTROL (その他のコントロール変数)						
前決算期決算発表所要日数	-0.14 (-3.30) ***	-0.15 (-3.32) ***	-0.14 (-3.21) ***	-0.17 (-6.18) ***	-0.17 (-6.19) ***	-0.17 (-6.14) ***
東証要請直後D	-0.22 (-0.43)	-0.23 (-0.45)	-0.21 (-0.42)	-0.39 (-2.76) ***	-0.37 (-2.66) ***	-0.37 (-2.65) ***
企業規模	0.13 (0.67)	0.12 (0.61)	0.14 (0.71)	0.06 (0.84)	0.05 (0.73)	0.04 (0.53)
ROA	0.05 (2.82) ***	0.05 (2.68) ***	0.05 (2.70) ***	0.01 (0.99)	0.01 (0.98)	0.01 (1.01)
レバレッジ	-0.00 (-0.08)	0.00 (0.09)	-0.00 (-0.01)	-0.01 (-2.23) **	-0.01 (-2.25) **	-0.01 (-2.11) **
たな卸資産・売上債権比率	0.01 (0.80)	0.01 (0.79)	0.01 (0.81)	-0.00 (-0.48)	-0.00 (-0.42)	-0.00 (-0.34)
△EPS	0.48 (3.16) ***	0.47 (2.75) ***	0.48 (2.75) ***	-0.12 (-1.38)	-0.12 (-1.37)	-0.12 (-1.36)
総セグメント数	-0.17 (-1.17)	-0.15 (-1.08)	-0.15 (-1.08)	-0.06 (-1.60) †	-0.06 (-1.61) †	-0.05 (-1.50) †
高成長産業D	-0.16 (-0.14)	-0.18 (-0.16)	-0.14 (-0.13)	-0.29 (-0.99)	-0.29 (-0.94)	-0.25 (-0.87)
ハイテク産業D	0.25 (0.41)	0.25 (0.40)	0.21 (0.33)	-0.08 (-0.39)	-0.08 (-0.38)	-0.09 (-0.41)
少数特定者持株比率	0.03 (2.02) **	0.03 (2.11) **	0.03 (2.07) **	0.00 (0.44)	0.00 (0.45)	0.00 (0.52)
個人株主数	0.28 (2.45) **	0.28 (2.53) **	0.27 (2.38) **	0.08 (1.05)	0.08 (1.06)	0.08 (1.12)
社外取締役比率 (銀行)	—	—	—	0.01 (0.46)	0.01 (0.50)	0.01 (0.38)
社外取締役比率 (支配会社)	0.02 (0.67)	0.02 (0.59)	0.02 (0.62)	0.01 (0.63)	0.01 (0.62)	0.01 (0.69)
社外取締役比率 (その他)	0.01 (1.26)	0.02 (1.39)	0.01 (1.31)	0.00 (0.24)	0.00 (0.23)	0.00 (0.29)
追記情報D	0.29 (0.64)	0.35 (0.77)	0.34 (0.75)	-0.12 (-0.80)	-0.11 (-0.76)	-0.12 (-0.80)
継続企業D	1.19 (0.89)	1.09 (0.82)	1.09 (0.81)	0.20 (0.73)	0.20 (0.70)	0.17 (0.59)
3月期決算D	1.67 (2.31) **	1.69 (2.33) **	1.64 (2.25) **	1.07 (7.74) ***	1.06 (7.66) ***	1.05 (7.60) ***
社数 (社一年)	2.425	2.425	2.425	1.173	1.173	1.173
Pseudo R ²	0.20	0.19	0.19	0.13	0.13	0.13

ロジットモデルの推定結果を示している。係数推定値の有意性検定に際しては、クラスター・ロバスト標準誤差を用いている。各変数について、上段には係数推定値、下段 () 内にはz値を示している。
 ***有意水準1%、**有意水準5%、*有意水準10%、†有意水準15%
 各変数の定義は、表-1と同じである。

ずそれ以外の3つのうちいずれか1つ以上について言及している企業との比較では、財務報告についてのみ言及している企業の方が、有意に「決算

期末後30日以内 (決算期末が月末である場合は翌月内)」に通期の決算発表を行えるようになるとは言えない。

表-5 変数間の係数推定値の比較の結果

	全体サンプル RELEASE= 30日以内早期化D	限定サンプル RELEASE= 45日以内早期化D
	財務報告強志向群D - 財務報告弱志向群D	0.05 (0.08)
財務報告強志向群D - 開示一般志向群D	0.39 (0.59)	0.54 (2.05) ^{**}

表-4に示した各検証式の推定結果のうち、サンプルとした企業を相互に排他的に4群に分割することにより作成したダミー変数を企業の志向性を示す変数として用いた場合について、変数間の係数推定値を比較した結果を全体サンプルと限定サンプルのそれぞれの場合について示している。

上段には変数間の係数推定値の差、下段()内にはz値を示している。
^{*}有意水準5%、^{**}有意水準10%
 各変数の定義は、表-1と同じである。

以上のように、全体サンプルについては、財務報告志向D、財務報告志向度、財務報告強志向群Dの3つの説明変数のうち、(1)式で示した各検証式においてその係数推定値の符号が期待どおり有意に正であったのは、財務報告志向Dと財務報告強志向群Dだけで、財務報告志向度については有意な結果を得られなかった。また、サンプルとした企業を相互に排他的に4群に分割することにより作成したダミー変数を企業の志向性を示す変数として用いた場合の変数間の係数推定値の比較でも、有意差は認められなかった。したがって、内部統制システムの構築に際して財務報告をより重視している企業であれば、「決算期末後30日以内(決算期末が月末である場合は翌月内)」に決算発表を行えるようになることについては、やや弱い証拠しか得ることができなかった。この結果、仮説1は弱く支持されるにとどまる。

5.2.2 限定サンプルについての推定結果

表-4に示したとおり、財務報告志向Dの係数推定値の符号は、10%水準で有意に正である。したがって、基本方針として財務報告について何らかの言及をしている企業であれば、そうでない企業よりも有意に「決算期末後45日以内」に通期の決算発表を行えるようになると言える。財務報告志向度の係数推定値の符号も、1%水準で有意に正である。したがって、財務報告志向度の値が大きい企業ほど、有意に「決算期末後45日以内」

に通期の決算発表を行えるようになると言える。

加えて、財務報告強志向群Dの係数推定値の符号も、5%水準で有意に正である。かつ、表-5に示したとおり、財務報告強志向群Dと財務報告弱志向群Dや開示一般志向群Dの間の係数推定値の比較でも、財務報告強志向群Dの係数推定値の方が、財務報告弱志向群Dの係数推定値よりも10%水準で有意に大きく、また開示一般志向群Dの係数推定値よりも5%水準で有意に大きい。したがって、サンプルとした企業を相互に排他的に4群に分割した場合には、財務報告についてのみ言及している企業は、その他の3群よりも有意に「決算期末後45日以内」に通期の決算発表を行えるようになると言える。

以上のように、限定サンプルについては、財務報告志向D、財務報告志向度、財務報告強志向群Dの3つの説明変数の係数推定値の符号は、いずれも期待どおり有意に正である。サンプルとした企業を相互に排他的に4群に分割することにより作成したダミー変数を企業の志向性を示す変数として用いた場合の変数間の係数推定値の比較でも、財務報告強志向群Dの係数推定値の方が財務報告弱志向群Dや開示一般志向群Dの係数推定値よりも期待どおり有意に大きい。したがって、内部統制システムの構築に際して財務報告をより重視している企業であれば、「決算期末後45日以内」に通期の決算発表を行えるようになるとの頑健な証拠を得ることができた。この結果、仮説2は強く支持される。

6 おわりに

本稿では、企業が内部統制システムの構築に際して財務報告をより重視していることが決算発表時期をより早めることに資するのかどうかを解明した。検証の結果、前決算期には「決算期末後45日以内」に通期の決算発表を実施できていなかった企業であっても、内部統制システムの構築

に際して財務報告をより重視していれば当決算期にはかかる時期に決算発表を行えるようになるとの頑健な証拠を提示した。また、前決算期には「決算期末後30日以内（決算期末が月末である場合は翌月内）」に通期の決算発表を実施できていなかった企業についても、やや弱いながらも同様の証拠を提示した。

これらの証拠からは、企業が内部統制システムの構築に際して財務報告をより重視していることが、適当であるとされている「決算期末後45日以内」の通期決算発表の実施にはつながるという意味で、決算発表の早期化に少なくとも消極的には資することが強く示唆される。また、提示された証拠はやや弱いものの、企業が内部統制システムの構築に際して財務報告をより重視していることが決算発表の早期化に積極的に資し、より望ましいとされる「決算期末後30日以内（決算期末が月末である場合は翌月内）」の通期決算発表の実施にもつながることが示唆される。このように、本稿では、企業が内部統制システムの構築に際して財務報告をより重視していることが決算発表の早期化に寄与していることを実証的に示した。

本稿の貢献は、第一に、認知的組織科学における組織的知識構造の知識表象研究のアプローチを援用して、基本方針についての具体的な開示内容を分析することで財務報告の重視という企業の目に見えない認知を定量的に直接捉えたことである。第二に、決算発表に焦点を当てて、適時の財務報告を促進する要因の1つに内部統制システムの構築に際する財務報告の重視という企業の目に見えない認知があることを明らかにしたことである。

他方で、本稿には、次のような限界がある。まず、前決算期に適当であるとされる「決算期末後45日以内」かまたはより望ましいとされる「決算期末後30日以内（決算期末が月末である場合は翌月内）」に決算発表を実施できていなかった企業にサンプルが限定されている。次に、企業が内部統制システムの構築に際して財務報告をより

重視しているかどうかを定量的に捉えるにあたって、原理的には基本方針として財務報告について何らかの言及をしているか否かのみに基づいている。この結果、本稿における財務報告の重視という企業の目に見えない認知の定量化の方法には課題が残されている。サンプルとする企業を拡充したり、財務報告の重視という企業の目に見えない認知を定量化する方法を改善したりした上で、企業の財務報告志向と決算発表の関係をさらに解明することが必要である。

謝辞

本研究は、JSPS科研費 JP19K02027の助成を受けたものです。

注

- (1) こうした分析視点と分析対象の二重性をもって情報を捉える社会情報学の考え方については、正村（2003）を参照されたい。
- (2) 財務諸表が含まれている法定開示書類は、監査人による財務諸表監査が行われた後に通常公表される。このため、監査人の監査報告書の提出時期は、財務報告の適時性を代理しているとみることができる。
- (3) 適時開示は、日本の開示制度の中で最も速報性が担保された開示である。基本方針について適時開示することは、ルール上は明文では必ずしも要求されていない。しかし、実務上は、会社法の制定に対応して基本方針について最初の取締役会決議をした場合だけでなく、その後に会社の実情の変化に合わせて新たな決議をした場合にも、当該決議に基づいて制定ないし改定された基本方針について適時開示する上場会社が多数存在している。
- (4) 会社法施行日より前に基本方針について適時開示している企業があったため、対象とする期間を会社法施行日からではなく公

布日からとしている。

- (5) ただし、適時開示資料に取締役会決議日が記載されていなかったり、決算期末現在では未だ有効な基本方針とはなっていないかたりしたために、マッチングされなかった基本方針がある。また、同一企業が同じ決算期中に2回以上基本方針について適時開示している場合には、当該決算期中に先に開示されたより古い基本方針はマッチングされていない。さらに、基本方針について適時開示している回数やその時期には企業によって幅があるため、同一企業の取締役会決議日が同じ基本方針が複数の決算期についてマッチングされた場合がある。

- (6) 決算日から通期決算発表日までの日数は片端で計算している。また、前決算期の決算期末後45日目が休日である場合には、翌営業日以内に通期の決算発表を実施できていなければ限定サンプルに含めている。

- (7) ROAの値がマイナスとなる企業の中には、当該値が異常に小さい企業が含まれていたため、当初の全体サンプルから変則決算企業のほかさらにROAの作成に必要なデータを入手できなかった企業を除いた961社のプールド・データ2,469社一年のうちROAの下位1%の企業を異常値と判断している。また、レバレッジまたは少数特定者持株比率の値が100%超の企業や債務超過である企業も異常値と判断している。なお、下記の値がそれぞれ負となる場合に債務超過であるとみなしている（連結優先かつ日本基準優先）。

連結・日本基準の場合：純資産－新株予約権－少数株主持分
ただし、ここでいう「少数株主持分」は、2015年4月1日以後を期首日とする決算期の「非支配株主持分」に相当する。

連結・米国基準の場合：資本金＋資本剰余

金＋利益剰余金＋その他の包括利益累計額－自己株式

個別・日本基準の場合：純資産－新株予約権

- (8) 同一企業が全体サンプルまたは限定サンプルに含まれる延べ回数には、企業によって延べ1回から延べ3回までと幅がある。また、同一企業の取締役会決議日が同じ基本方針がマッチングされている延べ回数にも、企業によって延べ1回から延べ3回までと幅がある。

- (9) 平成26年改正会社法により、基本方針として定めなければならない事項が改正前（会社法348条3項4号、362条4項6号、416条1項1号ロホ [平成26年法律第90号による改正前]、会社法施行規則98条、100条、112条 [平成27年法務省令第6号による改正前]）よりも拡充されている。

- (10) なお、会社法下では、会社法が施行された当初から内部統制システム構築の決定または決議がある場合には、事業報告において基本方針の概要を開示することが義務付けられていたが（会社法施行規則118条2号、附則6条1号 [平成27年法務省令第6号による改正前]）、平成26年改正会社法によって内部統制システムの運用状況の概要も開示することが新たに義務付けられている（（同規則118条2号、会社法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年2月6日法務省令第6号）附則2条6項・7項））。

- (11) 基本方針は、制度的にその内容が開示されることを前提として制定・改定される。その上、基本方針に含まれる情報内容は、内部統制システムの構築に係る事柄に限定されている。これらの点で、基本方針は、比較的安定的でかつ限定的なコンテキストを有している。したがって、基本方針は、

その具体的内容を分析することにより内部統制システムの構築に係る組織的知識構造を解明して企業の知識ないし認知を可視化するに足るだけのものであるから、本稿では、基本方針をもとに企業の志向性を評価して定量的に捉えることができると考えている。

- (12) これらの着目する言及の選定は、探索的に行っている。
- (13) 相関行列を用いた主成分分析の対象とした4変数はいずれもダミー変数であるので、数理的にはいわゆるアイテム・カテゴリー型の数量化Ⅲ類と同等の結果が得られている(山田・西里, 1993)。アイテム・カテゴリー型の数量化Ⅲ類では一般的に軸の解釈が困難であるので、本稿では相関行列を用いた主成分分析を行っている。
- (14) なお、本稿が説明変数として着目している財務報告志向 D 、財務報告志向度、財務報告強志向群 D の間の相関は相互にかなり高く、これらの3変数は、企業の財務報告志向を統合的に捉えることができている。また、(1)式において同時に用いている説明変数やコントロール変数の間には、多重共線性が疑われるほどの強い相関はみられなかった。

参考文献

- Abernathy, J.L. et al. (2014) The Association between Characteristics of Audit Committee Accounting Experts, Audit Committee Chairs, and Financial Reporting Timeliness, *Advances in Accounting* 30(2), pp.283-297.
- 相澤哲ほか (2006) 『論点解説 新・会社法一千問の道標』商事法務, 789p.
- Barr, P.S. et al. (1992) Cognitive Change, Strategic Action, and Organizational Renewal, *Strategic Management Journal* 13, pp.15-36.
- Behn, B.K. et al. (2013) A Within Firm Analysis of Current and Expected Future Audit Lag Determinants, *Journal of Information Systems* 20(1), pp.65-86.
- Clatworthy, M. C. and M. J. Jones (2003) Financial Reporting of Good News and Bad News: Evidence from Accounting Narratives, *Accounting and Business Research* 33(3), pp.171-185.
- Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (COSO) (2013) *Internal Control – Integrated Framework*, American Institute of Certified Public Accountants, Durham, NC. 八田進二・箱田順哉監訳, 日本内部統制研究会新COSO研究会訳 (2014) 『COSO内部統制の統合的フレームワーク—フレームワーク篇』日本公認会計士協会, 227p.
- 喜田昌樹 (2007) 『組織革新の認知的研究—認知変化・知識の可視化と組織科学へのテキストマイニングの導入—』白桃書房, 164p.
- Kinney, W.R., Jr. and L. S. McDaniel (1993) Audit Delay for Firms Correcting Quarterly Earnings, *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 12(2), pp.135-142.
- 記虎優子 (2009) 「企業の社会的責任 (CSR) の一環としての情報開示志向と企業ウェブサイトにおける情報開示の関係—テキストマイニングを利用して—」『会計プロGRESS』10, pp.28-42.
- 記虎優子 (2017) 「内部統制システムの構築が決算発表時期の改善に与える影響—内部統制システム構築の基本方針についての適時開示に着目して—」, 『社会情報学』6(1), pp.1-18.
- 記虎優子 (2018) 「内部統制システムに係る企業の構築姿勢が決算発表時期に与える影響」, 『同志社女子大学学術研究年報』69, pp.19-52.

正村俊之(2003)「情報社会論から社会情報学へ」,
伊藤守・西垣通・正村俊之編『パラダイムとし
ての社会情報学』早稲田大学出版部, pp.21-
67.

東京証券取引所(2006)「決算短信の総合的な見
直しに係る決算短信様式・作成要領試案の公表
及び意見募集について」,

<[http://www.jpx.co.jp/rules-participants/
public-comment/detail/060728.html](http://www.jpx.co.jp/rules-participants/public-comment/detail/060728.html)>

Accessed 2020, November 9.

山田文康・西里静彦(1993)「双対尺度法に関す
るいくつかの特性—2値形式のアイテム・カテ
ゴリー型データに対する適用—」,『行動計量学』
20(1), pp.56-63.